

第1章

# 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

本市では、平成23年(2011年)に「千葉市スポーツ振興計画」を策定し、『「元気でいきいき」と暮らし、「ふれあい」を深め、「夢」のあふれるスポーツ都市の実現』を目指して、スポーツ・レクリエーションの関係部署が5つの方向性から各事業を計画的に取り組み、事業ごとの目標を概ね達成してきました。

一方で、本市のスポーツ活動を「する」、「観る」、「支える・ふれあう」人は減少傾向にあることから、より効果的な取組が求められています。

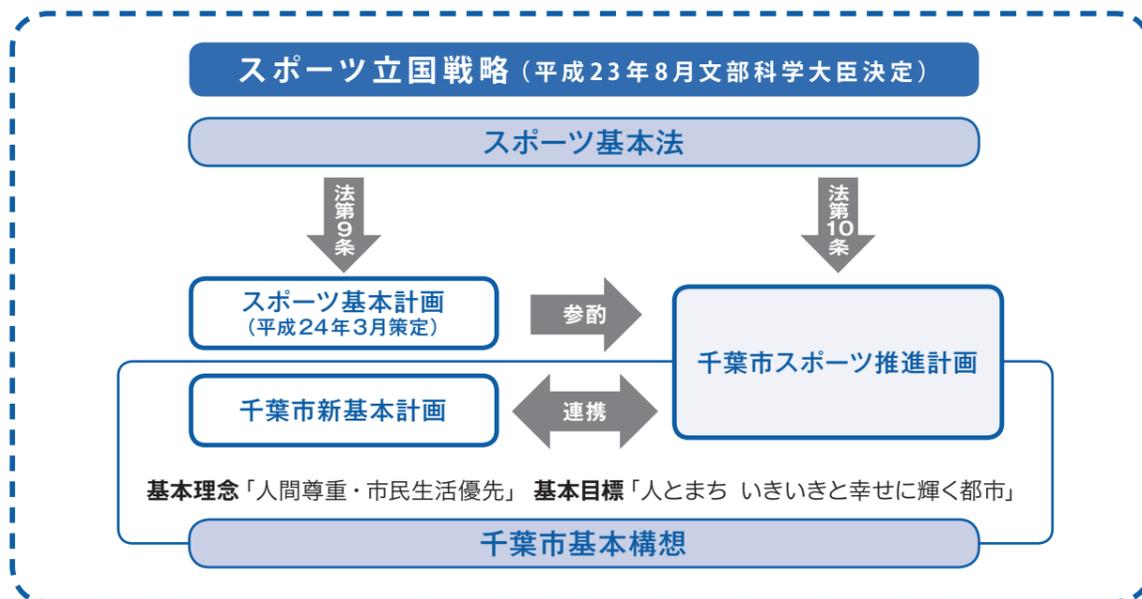
また、この間、国においては平成23年(2011年)8月に「スポーツ振興法」を全部改正した「スポーツ基本法」が施行され、全体を通じて『プロスポーツの選手』が含まれることを明確にするなど、これまでにない新たな視点が多く盛り込まれています。

これらを踏まえ、本市のスポーツ・レクリエーション活動を取り巻く課題を改めて整理し、「千葉市スポーツ振興計画」(平成23年(2011年)3月策定)を継承・発展させる計画として、「千葉市スポーツ推進計画」を策定します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、スポーツ基本法第10条第1項に基づき、千葉市の実情に即したスポーツ推進の基本となる計画として策定するものです。

策定にあたっては、国のスポーツ基本計画を参酌するとともに千葉市基本構想及び千葉市新基本計画との連携を図ります。



## 3 計画の期間

千葉市スポーツ推進計画の計画期間は平成28年(2016年)度から平成37年(2025年)度までの10年間とします。ただし、具体的な取り組み施策や数値目標は平成28年(2016年)度から平成32年(2020年)度までの5年間の内容とし、5年経過後には、その時点での進捗状況や社会情勢の変化に応じて、必要な見直しを行うものとします。

## 4 計画の特色

### (1) わかりやすい計画

本計画書を手に取ることにより方向性が具体的にイメージできるよう、構成や表現などを工夫して、できる限りわかりやすい計画とします。

### (2) 多様な主体が共有できる計画

市民をはじめとする多様な主体の自主的な活動との連携をこれまで以上に進めるためには、本市の目指す目標とその実現のための考え方を共有することが必要です。

そのため、多様な主体の意見を踏まえた計画づくりを行います。

### (3) 変化に対応できる計画

社会経済情勢や、スポーツを取り巻く環境の変化に応じて、計画の見直しを行います。また、目標の実現に向けて、PDCAサイクル(※)による進行管理を行います。

※ Plan (計画) - Do (実行) - Check (評価) - Action (改善) を順に実施する管理手法のこと